

# 公益財団法人 三重県救急医療情報センター定款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人三重県救急医療情報センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県津市に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三重県広域災害・救急医療情報システムの運営を通じて、県民の救急医療の円滑かつ迅速な確保を図るとともに、県民に詳細な医療機関情報を提供することにより、県民の健康保持及び増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、三重県広域災害・救急医療情報システムの運営を通じて次の事業を行う。

- (1) 初期救急にかかる医療機関情報の電話案内業務
- (2) 医療ネットみえ（三重県救急医療情報ネット）を通じた救急医療機関情報の提供
- (3) 医療ネットみえ（お医者さん・歯医者さんネット）を通じた医療機関情報の提供
- (4) 三重県広域災害情報システムの運営事業
- (5) 救急医療に関する啓発事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は三重県において行うものとする。

## 第 3 章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、前条第1項各号に規定する公益目的事業を行うために不可欠なものであって次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公益法人への移行時の基本財産として、別表で特定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の管理及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 この法人の事業遂行上やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分し、又は担保に供する場合には、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項に規定する事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、三重県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

- 4 第1項各号及び前項第2号から第4号までの書類については、毎事業年度の経過後3箇月以内に三重県知事に提出しなければならない。
- 5 この法人は、法令の定めるところにより、定時評議員会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第11条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その3分の2以上の議決を経なければならない。
- 2 この法人の重要な財産の処分又は譲受けの場合にあっても、前項と同様の手続を経なければならない。

(会計の原則)

第12条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第13条 この法人に、評議員6人以上10人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
  - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ハ 当該評議員の使用人
    - ニ ロ又はハに掲げる以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
    - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員はこの法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

4 評議員は監事のいずれか1人と親族その他特殊の関係がある者であつてはならない。

5 評議員に変更が生じたときは、2週間以内に変更の登記をし、遅滞なくその旨を三重県知事に届け出なければならない。

（権限）

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第18条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定める事項を決議する。

（任期）

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足らなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第 17 条 評議員に対する報酬は、各年度の総額が 50 万円を超えない範囲とする。
- 2 評議員は、評議員会に出席した場合には日額報酬を支給することができる。
- 3 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 4 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める理事、監事及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

## 第 5 章 評 議 員 会

(設置及び権限)

- 第 18 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 理事、監事及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
  - (3) 理事及び監事の報酬等の額
  - (4) 定款の変更
  - (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
  - (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
  - (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
  - (8) 前各号に定めるもののほか、法令及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

- 第 19 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種類とする。
- 2 定時評議員会は、毎事業年度の終了後 3 箇月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合にはいつでも開催することができる。

(招集)

- 第 20 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第 21 条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

(定足数)

- 第 22 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 23 条 評議員会の決議は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第 24 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 25 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第 26 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印しなければならない。

(評議員会規則)

第 27 条 評議員会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則によるものとする。

## 第 6 章 役 員

(役員の設定)

第 28 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8 人以上 12 人以内
- (2) 監事 2 人以内

- 2 理事のうち、1人を理事長とし、2人以内を副理事長とし、1人を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条で準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に変更が生じたときは、2週間以内に変更の登記をし、遅滞なく、その旨を三重県知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

- 第30条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより職務を執行する。
- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 理事長及び常務理事の権限は、理事会において別に定める職務権限規程によるものとする。
  - 4 常務理事は、この法人の事務局長を兼務することとし、理事会において別に定める組織規程により業務を執行するものとする。
  - 5 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査をすることができる。

(役員任期)

- 第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議

員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 28 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第 33 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

#### (役員報酬等)

第 34 条 理事又は監事は、理事会等に出席した場合には、評議員会において別に定める額の範囲内で、日額報酬を支給することができる。その場合において県及び市町の一般職の者で役員になっている者には支給しない。

2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

3 前 2 項の支給基準については、評議員会の決議を経て定める。

#### (競業及び利益相反取引の制限)

第 35 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。

(3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、この法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

## 第 7 章 理 事 会

#### (設置)

第 36 条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 37 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 事業計画、収支予算、事業報告、決算等この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) その他、法令で定められた事項

(種類及び開催)

第 38 条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 定例理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。

(招集)

第 39 条 理事会は、前条第 3 項第 3 号に掲げる場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 40 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 41 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 42 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、特別の利害関係を有

する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 43 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第 44 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 30 条第 5 項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第 45 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第 46 条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則によるものとする。

## 第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の同意による決議により変更することができる。ただし、第 3 条に規定する目的、第 14 条第 1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第 50 条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、評議員会において、議決に加わることができる評議員の 4 分の 3 以上の議決を得て、第 3 条に規定する目的並びに第 14 条に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、三重県知事の認定を受けなければならない。

- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を三重県知事に届け出なければならない

い。

(合併等)

第 48 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の多数による決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を三重県知事に届け出なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 202 条第 1 項又は第 2 項に規定する事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 50 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 52 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(個人情報の保護)

第 53 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 10 章 事務局

(事務局)

第 55 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第 11 章 補 則

(委任)

第 56 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益財団法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は、理事長たる加藤正彦とし、業務執行理事は、常務理事たる池山喜三男とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

小林 篤

峰 正博

濱田 正行

丸山 一男

森岡 久尚

櫻井 義之

小山 巧

谷岡 経津子

別表

移行時の基本財産（第 5 条関係）

財産種別	金額
定期預金	6,520,000 円
国債	4,000,000 円